

修繕費用の負担区分

8.お風呂



①	浴槽(市が設置したもの)			⑤	水栓		
	腐食、漏水	指定管理者			破損、パッキン取替	入居者	
	汚れ、カビ、排水詰まり	入居者			⑥	窓ガラス	
浴槽(入居者が設置したもの)			破損、汚れ	入居者			
②	腐食、漏水、汚れ、カビ、排水詰まり	入居者		⑦	換気扇		
	風呂釜(ガスホース含む)(市が設置したもの)				作動不良、汚れ、カビ	入居者	
	作動不良	指定管理者		⑧	鏡		
風呂釜(ガスホース含む)(入居者が設置したもの)			破損、汚れ		入居者		
③	作動不良	入居者		⑨	シャワー		
	ガス栓				作動不良、破損、汚れ	入居者	
④	腐食、ガス漏れ、作動不良	指定管理者		⑩	浴槽の栓		
	排水金具				汚れ、カビ、紛失	入居者	
	腐食、破損	指定管理者					
	排水詰まり、紛失	入居者					

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限りです。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後(※入居替を含む)1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。